

越谷市障がい福祉関連計画 策定基本方針（案）

**平成 3 1 年(2019 年)〇月
越谷市**

越谷市障がい福祉関連計画策定基本方針

1 趣旨

この基本方針は、「越谷市障がい者計画」、「越谷市障がい福祉計画」並びに「越谷市障がい児福祉計画」の策定にあたり、基本的な考え方や進め方についての概要を示すものである。

2 策定の根拠

(1) 障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、本市における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めることとなっている。

(2) 障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法第88条第1項に基づき、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めることとなっている。

(3) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めることとなっている。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、その内容について、関係性が高いことから、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定により、一体的に策定できるものとされている。

3 計画の位置づけ

「越谷市障がい者計画」は、本市の最上位計画として位置づけられている「越谷市総合振興計画」の部門計画として、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期計画として策定する。

これに対し、「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」は、それぞれ障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等及び児童福祉法に基づく障

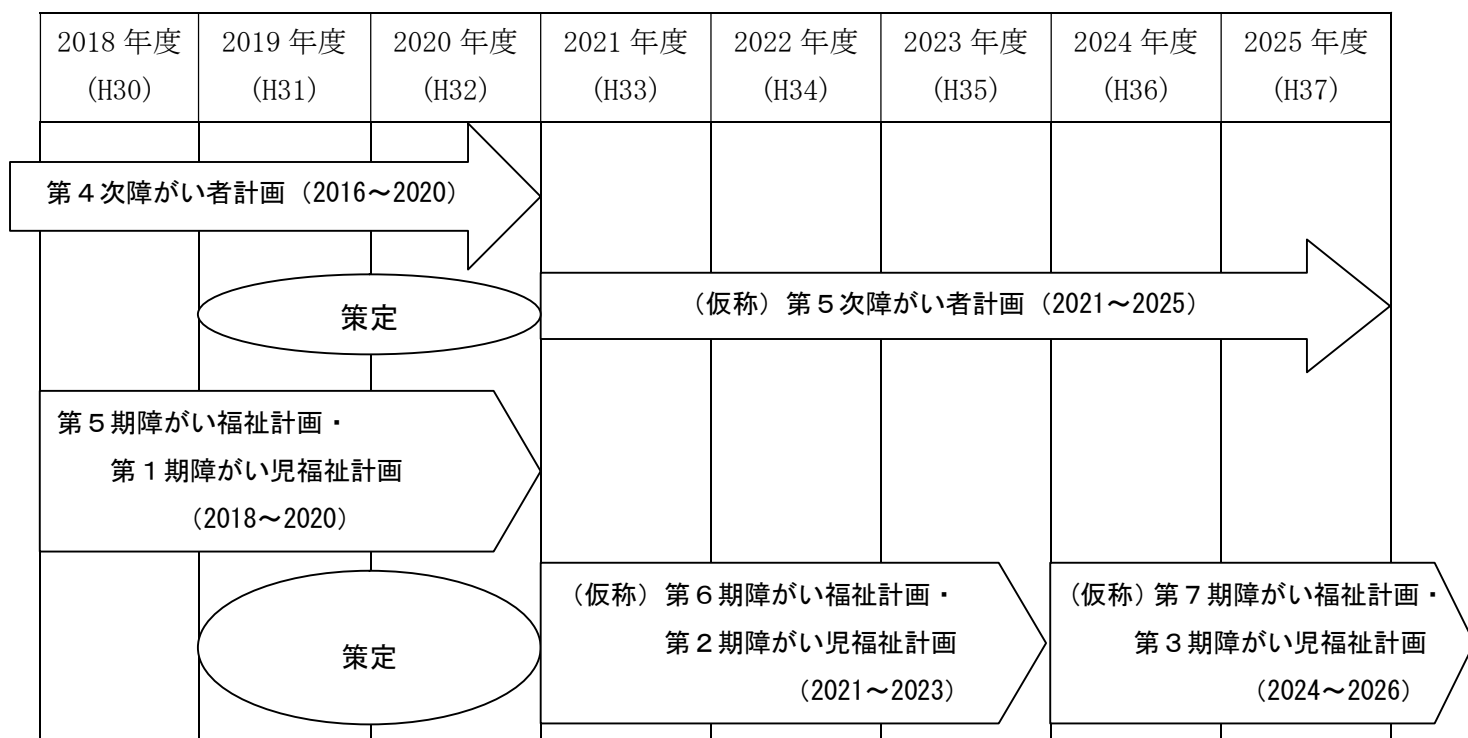
害児通所支援等の提供体制を確保するための実施計画として策定する。また、現行計画と同様に、「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」については、ライフステージの全ての段階でその人らしい自立した生き方の実現を目指し、より効率的かつ効果的な障がい者及び障がい児支援体制の確立のため、法律の規定に基づき一体のものとして策定する。

「越谷市障がい者計画」、「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」の策定にあたっては、相互に調和を保つとともに、上位計画である越谷市総合振興計画及び越谷市地域福祉計画をはじめとする関連する計画も踏まえるものとする。

4 計画期間

現行の第4次越谷市障がい者計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとなっている。次に策定する越谷市障がい者計画については、2021年度から2025年度までを計画期間とした5か年計画とする。

現行の第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画の計画期間は平成29年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までとなっている。次に策定する越谷市障がい福祉計画及び越谷市障がい児福祉計画については、いずれも2021年度から2023年度までを計画期間とした3か年計画とする。



5 策定体制

※別紙 1 参照

(1) 庁内体制（平成 32 年度設置予定）

① 策定委員会

福祉部長を委員長、子ども家庭部長を副委員長とし、関係各課の課長の職等にある者で構成する策定委員会を設置する。策定委員会は、「越谷市障がい者計画」、「越谷市障がい福祉計画」、「越谷市障がい児福祉計画」の策定に必要な事項を協議し、計画案を作成する。

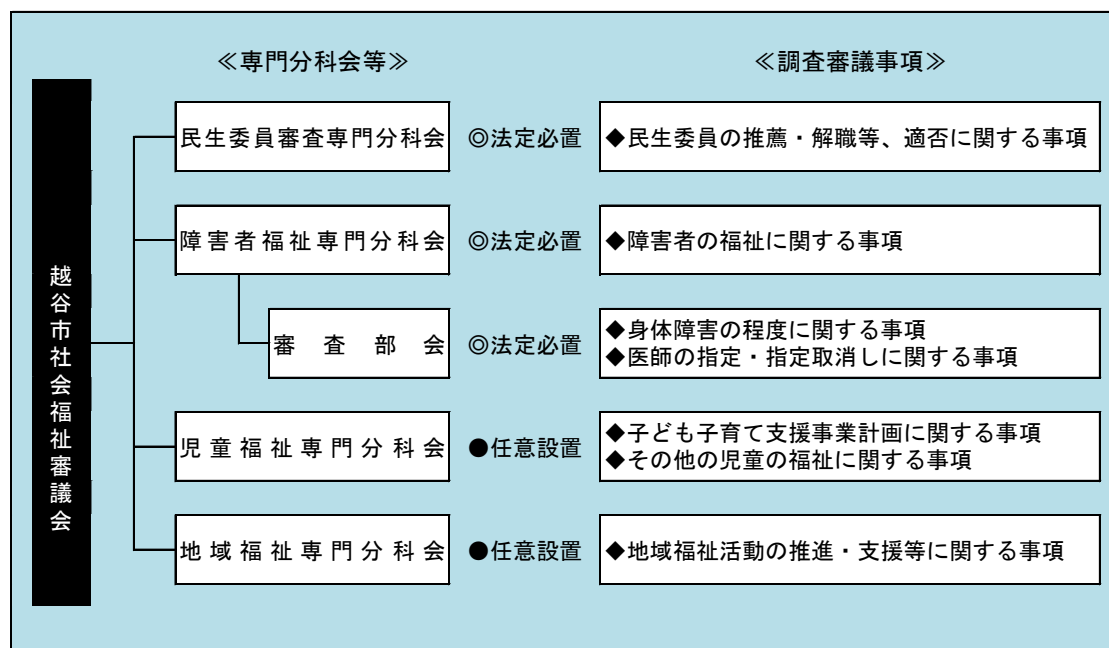
② 専門部会

福祉部障害福祉課長を部会長、子ども家庭部子育て支援課長を副部会長とし、関係各課の調整幹、副課長又は主幹相当職等にある者で構成する専門部会を設置する。障がい者計画専門部会は、「越谷市障がい者計画」、「越谷市障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画案の作成に際し、専門的事項の検討及び調査研究を行う。

(2) 越谷市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会）

本市では、社会福祉法第 7 条第 1 項の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会条例を定め、平成 27 年 4 月に社会福祉審議会障害者福祉専門分科会（以下「障害者福祉専門分科会」という。）及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「児童福祉専門分科会」という。）を設置している。障害者福祉専門分科会は、身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の福祉に関する事項を、児童福祉専門分科会は、子ども・子育て支援事業計画に関する事項その他児童の福祉に関する事項をそれぞれ調査審議する機関とされており、計画の策定にあたっては、社会福祉審議会の承認を得た上で、両分科会を合同開催し、意見を聴くものとする。

なお、障害者基本法第 11 条第 6 項、障害者総合支援法第 88 条第 10 項並びに児童福祉法第 33 条の 20 第 10 項の規定により、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関（本市においては、越谷市社会福祉審議会）に意見を聴くこととなっている。



(3) 越谷市障害者地域自立支援協議会

本市では、平成２２年３月に越谷市障害者地域自立支援協議会を設置している。本協議会は、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者、障害者相談員、関係行政・教育機関の代表者、保健医療関係者、学識経験者により構成されており、「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」の策定にあたっては、本協議会の意見を聴くものとする。

なお、障害者総合支援法第８８条第９項及び児童福祉法第３３条の２０第９項の規定により、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第８９条の３第１項の協議会に意見を聴くよう努めることとなっている。

(4) 市民からの意見聴取

① アンケート調査（平成３１年度実施予定）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者、その他市民、障害福祉サービス事業所等に対し、アンケート調査を実施し、この結果を策定における基礎資料とする。

② 団体ヒアリング（平成３１年度実施予定）

越谷市障害者福祉センターこばと館に登録されている障がい者団体を中心に、調査票及び面談により実施する。

③ 広報紙やホームページを活用した意見募集（平成 3 1 年度実施予定）

本市の広報紙やホームページを活用し、市の障がい者施策についての意見を募集する。

④ 意見公募手続（平成 3 2 年度実施予定）

市内の地区センター等に設置する意見募集箱や事務局担当課の窓口等をとおして、計画案に対する市民の意見を募集する。

なお、実施にあたっては、越谷市の広報紙やホームページを活用し、広く市民に周知する。

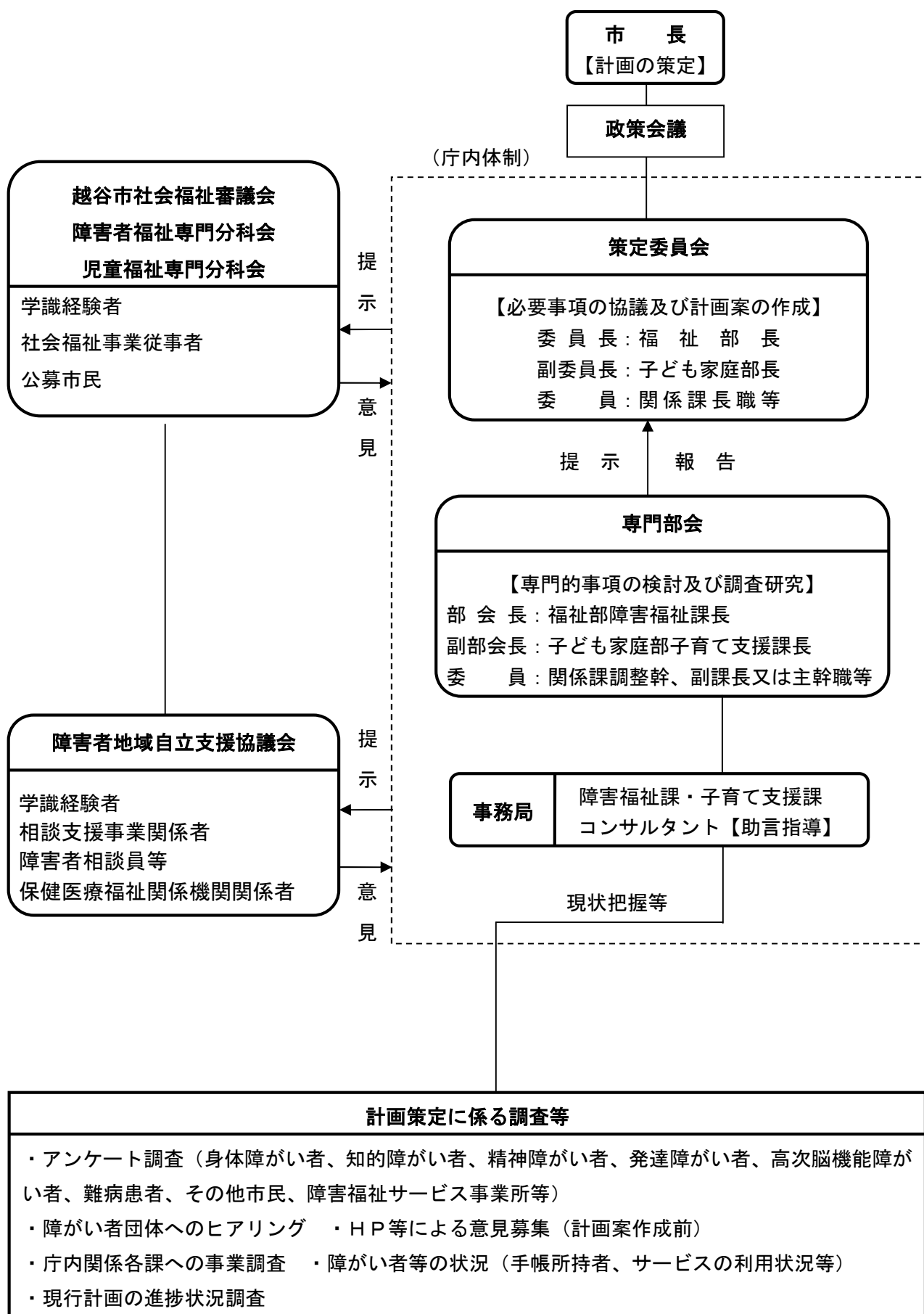
(5) 事務局

事務局は、福祉部障害福祉課及び子ども家庭部子育て支援課に置き、計画策定に関する庶務やコンサルタントとの連絡調整等を行う。

6 策定スケジュール

※別紙 2 参照

計画策定体制



障がい福祉関連計画策定スケジュール

別紙2

	平成30年度			平成31年度												平成32年度																			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
検討事項等				分科会合同開催に関する検討			アンケート調査票の内容検討						アンケート調査実施期間						計画骨子案の検討			計画素案の検討						パブリックコメント		計画最終案の検討		計画策定			
																			会議名の上の数字の順に開催する。																
社会福祉審議会	第2回分科会						全体会		第1回分科会 (単独)				第2回分科会 (合同)				第3回分科会					⑤ 第1回分科会 (合同)		⑧ 第2回分科会 (単独)				⑪ 第3回分科会 (単独)		⑮ 第4回分科会 (合同)				⑲ 第5回分科会 (合同)	
計画策定委員会	・計画策定基本方針(案)の協議 ・分科会合同開催に関する事前の意見聴取									・アンケート調査票の協議		・アンケート調査票の協議		・アンケート結果の報告 ・その後の策定スケジュールについて説明						設置	① 第1回策定委員会		⑥ 第2回策定委員会	⑨ 第3回策定委員会		⑫ 第4回策定委員会	⑯ 第5回策定委員会			⑳ 第6回策定委員会					
計画策定委員会専門部会	・障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の合同開催について付議																	設置	② 第1回専門部会		③ 第2回専門部会	⑦ 第3回専門部会		⑩ 第4回専門部会	⑬ 第5回専門部会			⑰ 第6回専門部会							
自立支援協議会																			④ 第1回協議会						⑭ 第2回協議会			⑱ 第3回協議会							
事務局	計画策定業務委託業者選定																		【③～⑥】 ・骨子案の協議	【⑦～⑨】 ・素案前半の協議	【⑩～⑫】 ・素案後半の協議	【⑬～⑮】 ・パブコメ前の素案全体の協議	【⑰～⑲】 ・最終案の協議												
	政策会議			アンケート調査票案作成		アンケート調査票案修正		アンケート調査実施				アンケート調査集計・報告		策定委員会設置要領制定		計画骨子案の作成		計画素案の作成		計画素案の修正				政策会議	計画最終案の修正		政策会議								

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定基本方針参照条文

○障害者基本法（抄）

（障害者基本計画等）

第十一条（条文略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条（条文略）

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

○社会福祉法（抄）

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（抄）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

○児童福祉法（抄）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。